

令和6年9月9日

一般社団法人播磨自然高原クラブ
代表理事 岡庭晋司 様
ほか理事 各位

一般社団法人播磨自然高原クラブ
監事 神戸 壽
監事 高取宏行

差止め請求書

令和6年9月3日付の丸山理事ほか3名理事による「臨時社員総会招集請求」につき、一般社団法人及び財団法人に関する法律（以下、法と言う。）第103条に基づき、法若しくは定款に違反する行為をしたことにより、高原クラブに著しい損害が生ずるおそれがあるため、法第103条に基づき当該理事に対し、当該行為を取り下げを請求する。

岡庭代表理事による「理事会招集請求の対応について」に記載のとおり、これまで、丸山理事ほか3名の理事は、理事会招集通知に応じず理事会欠席を繰り返して、その責任を放棄し理事会の運営を妨害してきた。また、丸山理事は理事でありながら高原クラブと岡庭代表理事に損害賠償請求訴訟し、元従業員である花井氏が高原クラブに対して起こした民事訴訟の代理人も務め、理事会決議において特別な利害関係を有する理事となっていることも極めて重大な問題である。

加えて、丸山理事ほか3名理事は自治会として活動しながら、他者を陥れるため、虚偽情報を用い、多くの会員を欺き、自治会費、寄付金を募るなど詐欺行為に等しい悪質な行為を続けている。

その結果、高原クラブの信頼は著しく失墜し、危機的な状況に追い込まれている。
現在の状況を招いた丸山理事ほか3名理事の責任は極めて重い。

加えて、令和6年8月24日の理事会においては、代表理事が閉会宣言をしたにも関わらず、後に理事会を再開（継続）し（以下某議と呼ぶ）決議したと山上理事及び丸山理事らは主張する。しかし、当該行為は、問題行動を繰り返した丸山理事ほか3名に利益を図るものとして理事会の秩序を乱した背任行為と言わざるを得ず、正当性は認められない。よって、その某議は、無効である。

にも関わらず、令和6年9月3日に丸山理事ほか3理事より「臨時理事会招集請求書」が提出された。しかしながら、上記の理由からも、最低限の責務を果たすことなく、高原クラブに著しい損害を与え続けた彼らの請求を認める理由は全く存在しない。

よって、高原クラブの健全な運営を確保し、会員全体の利益と信頼を最優先に考え、**丸山理事ほか3理事による「臨時理事会招集請求書」を取り下げる。**

もし、これに従わない場合には、適切な法的措置を講じることをここに通知する。

【参考法令 一般社団法人及び財団法人に関する法律】

（招集権者）

第九十三条 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する、

（理事会の決議）

第九十五条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行う。第百条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差止め）

第百三条 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。